

## 公益財団法人いわて産業振興センター情報開示要領

平成 25 年 8 月 9 日制定

### ( 目的 )

第 1 条 この要領は、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）の経営に関する情報の開示に関し必要な事項を定める。

### ( 定義 )

第 2 条 この要領で経営に関する情報とは、別表 1 記載のものとする。

### ( 備え置き及び閲覧 )

第 3 条 センターは、経営に関する情報を書類又は電磁的記録として備え置き、業務時間内に一般から請求があった場合、閲覧させる。また、書類の写し又は電磁的記録の印刷の請求があった場合、それに応じる。

2 前項の写し又は印刷に要する経費は、財団法人いわて産業振興センターが保有する文書等の開示等に関する要領（平成 13 年 3 月 29 日制定）により請求者から徴収する。

3 第 1 項の規定は、知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成 11 年 3 月 30 日告示第 291 号）により行う情報公開を妨げるものではない。

### ( ホームページ )

第 4 条 センターは、経営に関する情報をセンターホームページで公開する。

2 公開時期は、別表 1 に記載のとおりとするが、内容に改正等があった場合、1 週間以内に公開情報を更新する。

### ( 担当 )

第 5 条 経営情報の公開に関する事務は、総務・金融グループが行う。

### ( 公表 )

第 6 条 この要領は、センターホームページにより公表する。

### ( 改正 )

第 7 条 この要領の改正は、理事長の決裁により行う。

### ( その他 )

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 9 日から施行する。

別表1 経営に関する情報（第1条関係）

| 開示する情報                   | 開示時期                          | 根拠      |
|--------------------------|-------------------------------|---------|
| 定款                       | 常時                            | 自主判断    |
| 役員名簿                     | 常時                            | 認定法第21条 |
| 役員等報酬及び費用に関する規程          | 常時                            | 同上      |
| 事業計画書                    | 評議員会承認後から<br>事業年度開始まで         | 同上      |
| 収支予算書（資金調達及び設備投資見込みを含む）  |                               | 同上      |
| 事業報告書                    | 評議員会承認後から<br>事業年度終了後3カ<br>月以内 | 同上      |
| 決算書（キャッシュフロー計算書、財産目録を含む） |                               | 同上      |
| 中長期的経営計画                 | 決定後1週間以内                      | 県指導     |
| 顧客満足度調査結果                | 広報誌発表時                        | 実施要領    |
| 顧客満足度調査ご要望・ご意見に対する対応策    | 決定後1週間以内                      | 同上      |
| 職員の給与、役員の報酬及び退職金に関する情報   | 常時<br>毎年5月末更新                 | 県指導     |
| 役職員数                     | 常時<br>毎年4月1日更新                | 同上      |
| 出資                       | 常時                            | 同上      |
| 県からの財政的支援、県派遣職員の状況       | 常時<br>毎年5月末更新                 | 同上      |
| 規程                       | 常時                            | 各規程     |